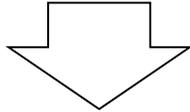


# 地方法人課税における応益課税の課題について

和歌山県提出

## ○応益課税の歪みと課税ベースの浸食

- ・ 自己株式の取得の解禁(H13商法改正)により、市場等で自己株式の取得を行う法人が増加。
- ・ 自己株式の取得は資本等取引であり、「資本金等の額」を算出の基準とする均等割及び資本割の課税ベースが浸食され、税収減。
- ・ 「資本金等の額」と、法人の事業活動の規模との乖離が拡大。

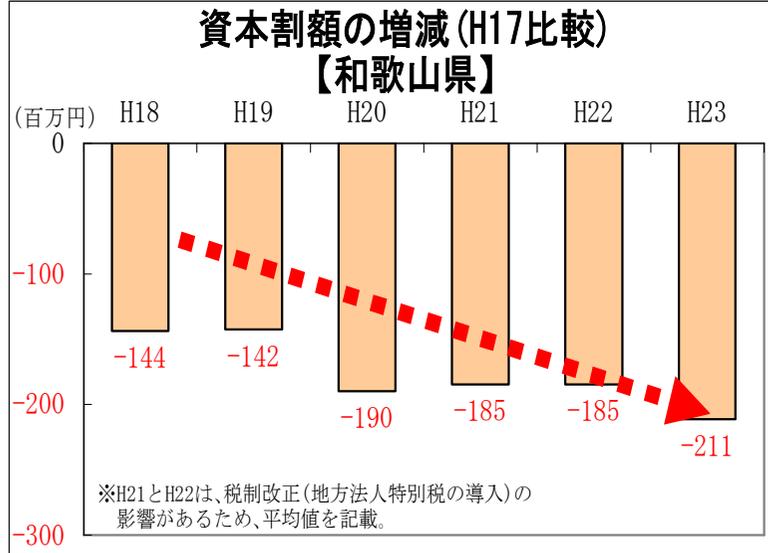


**均等割及び資本割の算出基準について、法人の税負担能力を適正に示す基準への見直しを行うことが必要。**

**資本金等の額** 法人が株主等からの出資を受けた金額  
(法人税法2条16号)

**均等割**(法人県民税)：資本金等の額を税率適用区分として年間2.1万円～84万円を課税。③税収10億円。

**資本割**(法人事業税)：外形標準課税として導入。  
資本金等の額を課税標準として課税。③税収10億円。



### A社(想定例) 資本金500億円(分割基準1/3)

事業年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
資本金等の額(億円) ※1	1,800	300	※2 300	300	※3 -100	-100	-100	-1,000
増減要因		自己株式消却			自己株式取得			自己株式取得
均等割(千円)	800	800	800	800	21	21	21	21
資本割(千円)	-	20,000	20,000	20,000	0	0	0	0

※1 H18税制改正以前は「資本等の金額」 ※2 H18改正により自己株式の取得時に「資本金等の額」を減算  
※3 H20決算から「資本金等の額」がマイナス

### 平成23年度資本割 (百万円)

	税額	指数 H17=100
和歌山県	1,003	83
全国計	230,715	74